

地域主権改革の推進に向けた指定都市市長会意見

地域主権改革については、第1次及び第2次一括法が施行され、第3次一括法案が国会へ提出されるなど一定の進展が見られた。

しかしながら、義務付け・枠付けの見直し及び基礎自治体への権限移譲については、地方分権改革推進委員会の勧告で示されたもののうち法案に盛り込まれていないものがあるなど、十分なものとは言えない。

更に、指定都市等の地方が特に移譲を要望している直轄道路など個別の事務権限についても、十分に取組が進んでいない状況である。

国は、地域主権の趣旨に基づき、地方が自らの判断と責任により、地域の实情に沿った行政を行うことができるよう、野田総理大臣の強力なリーダーシップの下、指定都市等の地方の意見を反映させながら、改革を更に推進していかねばならない。

については、今夏に予定されている「地域主権推進大綱（仮称）」の策定にあたり、次のとおり要請する。

- 1 義務付け・枠付けの見直しについては、勧告で示された条項のうち、見直しの検討が行われていないものなどについて、地方からの地域の实情に即した具体的な提案を受けて実施するだけでなく、国の責任の下で、更なる見直しを確実に進めること。

また、見直しに当たっては、原則として「従うべき基準」を設定しないこと。併せて、既に一括法で設定されたものについても、再度見直しを行うこと。

- 2 基礎自治体への権限移譲については、勧告で示された権限のうち移譲が実現していないものなどについて、更なる大幅な権限移譲を進めること。また、権限移譲に当たっては、必要な財源を税源移譲により措置すること。

3 国の出先機関改革については、「アクションプラン ～出先機関の原則廃止に向けて～」に基づき、財源と人員の取扱いを含む、原則廃止に向けた具体的な工程を明らかにして、着実に改革を推進すること。

なお、ハローワークについては、既の実施している国と地方の一体的な取組に係る成果と課題について早急に検証を行うとともに、希望する指定都市への権限移譲を実現すること。

また、直轄道路や直轄河川、その他共通課題に係る事務・権限についても、移管に向けた取組を速やかに実施すること。

4 国庫補助負担金改革については、国と地方の役割分担を明確にしたうえで、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。したがって、地域自主戦略交付金は税源移譲までの経過措置であることを明確に位置付けること。

5 国直轄事業負担金については、国と地方の役割分担を見直したうえで、国が行うこととされた国直轄事業については、早急に地方負担を廃止すること。また、現行の国直轄事業を地方へ移譲する際には、所要額を全額税源移譲すること。

なお、「直轄事業負担金制度の廃止に向けた工程表（素案）」において、平成25年度までに「廃止とその後の在り方について結論を得る」とされていることから、指定都市との協議の機会を早期に設けて意見を十分に取り入れ、具体案を提示すること。

平成24年7月20日
指定都市市長会